

笠岡市立大島中学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

- 小規模校のため生徒の人間関係が固定化しやすいが、学年の枠を超えて協同する「縦割り班」での活動をはじめ、すべての教育活動を通して互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくるように取り組んでいる。しかし、日常の会話の中で、自分本位な言動や、「冷やかし」など人の嫌がることばなどが見られることから、ことばの持つ影響力についての理解やコミュニケーション能力を高める指導をしていく必要がある。
- 携帯電話・スマートフォンを所持している生徒は多くはないが、家族の携帯電話等を使つての使用は多い。また、インターネットにアクセスできる機器を使つて利用している生徒は90%以上である。
- インターネット利用でのトラブルはまだ発生していないが、生徒のネット利用の実態を十分には把握できていない。インターネット上のいじめやトラブルに対処できる能力や態度の育成を一層進める必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットやその他直接に対面しない方法で行われるものを含む)であつて、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

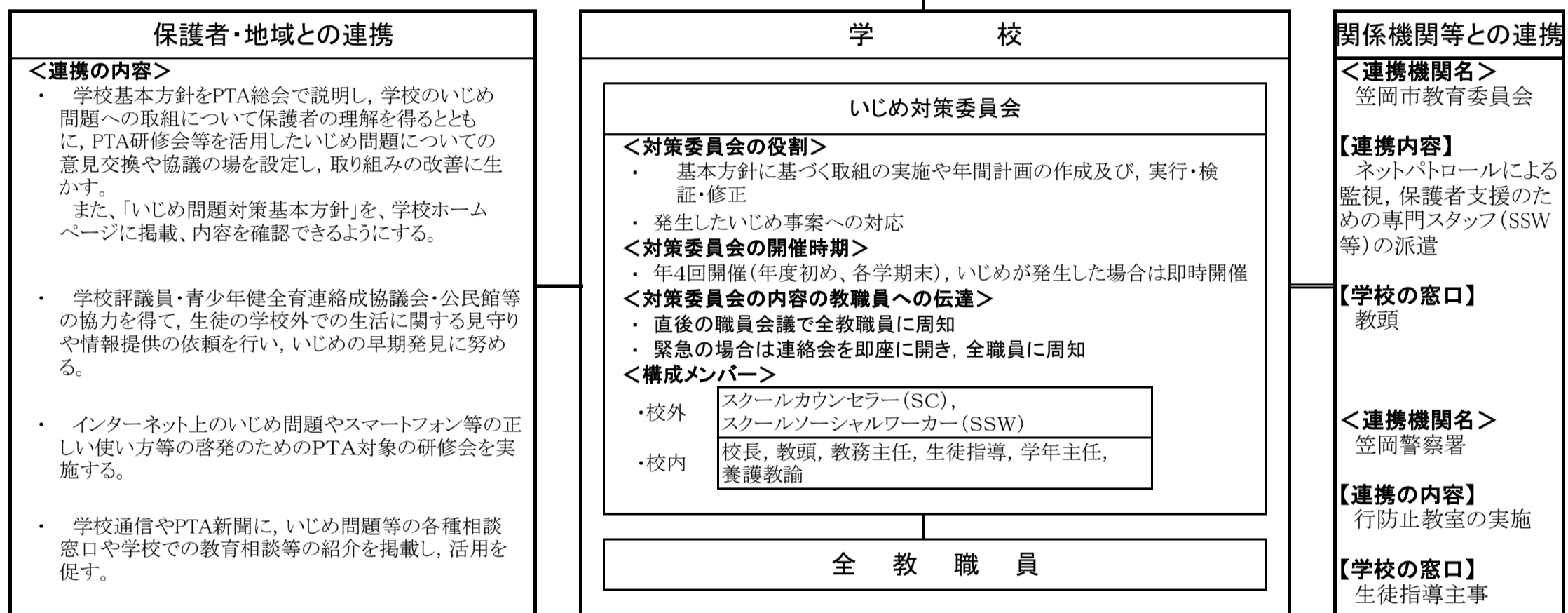
けんかやふざけ合いであつても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、いじめに該当するかどうかを判断する。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認知しながら、助長させたり傍観したりすることがないように、いじめられた生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての生徒が十分理解できるように、学校の内外を問わず行われなければならない。

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、絶対に許されない行為であり、どの生徒にも、どの学級にでも起こりうるものと認識して対策を講じる必要がある。

<重点となる取組>

- 全教職員が積極的に生徒とのコミュニケーションに努めることで、一人ひとりの小さな変化を見逃さず、必要に応じて即座に対応する。
- 定期的にアンケートを実施して、早期発見に努める。また、全校生徒を対象とした教育相談を定期的に(各学期1回)実施する。
- 正しいインターネット利用ができるように、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する指導を毎年計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

	学 校 が 実 施 す る 取 組
① いじめの防止	<p>①(生徒会活動) 生徒会を中心として、いじめに関わる問題を取り上げた人権集会を開催するなど主体的活動を計画し、生徒の人権意識、生命尊重の態度、自己指導能力を育成する。</p> <p>②(居場所づくり) コミュニケーション能力を育てるとともに、日頃から規律ある集団の中で、誰もが活躍できる活動や授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりを進める。</p> <p>③(情報モラル教育) 教科や総合的な学習の時間を中心に、知識・技術やモラルの指導を行うことに加え、専門的な知識を持った企業等の協力も得ながら、ネット上のいじめに対処できる能力や態度を育成する。</p> <p>④(教員研修) 研修を実施し、教職員間の共通理解を図り、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上に努める。専門的な知識を持った企業等の協力も得ながら、ネット上のいじめに対処できる教職員の能力や指導力の向上を図る。</p>
② 早期発見	<p>①(実態把握) 生徒の実態把握のためのアンケートを毎月実施するとともに、定期的に教育相談を行い、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>②(相談体制の確立) 相談担当の教職員やスクールカウンセラーを生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>③(情報共有) 生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制づくりをすすめる。</p> <p>④(家庭への啓発) 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子についても把握できるよう、家庭との連携を密にする。 家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 学校以外の県青少年総合相談センターやスクールソーシャルワーカー等の相談窓口について、生徒や保護者に対して周知や広報を継続して行う。</p>
③ いじめへの対応	<p>①(いじめの有無の確認) 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性がある場合は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>②(いじめへの組織的対応の検討) いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>③(いじめられた生徒への支援) いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p>④(いじめた生徒への指導) いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>